

# 新 長野県高齢者プランについて

～ 老人福祉計画・第 4 期介護保険事業支援計画～

社会部長寿福祉課

## 計画の性格、期間等

- 1 計画の性格
  - ・ 老人福祉法、介護保険法に基づく都道府県計画（3 年を 1 期）
  - ・ 長野県中期総合計画の高齢者福祉分野の個別計画
- 2 計画の期間
 

平成 21～23 年度
- 3 市町村介護保険事業計画の推進支援

## 【計画の概要】

### 1 高齢社会の現状と見通し

高齢化率	【H17：23.8%】	【H27：29.6%】
後期高齢化率	【H17：12.1%】	【H27：15.6%】
認知症高齢者	【H17：3.5万人】	【H27：4.7万人】
高齢者（第1号被保険者）	【H20：55.3万人】	【H23：57.6万人】
要介護（要支援）認定者	【H20：9万人】	【H23：10万人】

### 2 取り組むべき課題

高齢者の知識と経験を活かした社会参加の促進  
 高齢者の権利擁護、認知症高齢者ケアの推進  
 介護予防・健康づくりの推進  
 住み慣れた地域における支援体制の構築  
 介護サービスの質の向上  
 介護サービス基盤の整備と制度の安定運営

### 3 基本目標

#### 健康長寿の喜びが実感できる社会づくり

高齢者の活躍する場の拡大、自立と尊厳の保持、権利擁護などを図り、誰もが健康長寿を享受し、共に安心して心豊かに暮らすことのできる社会をつくる。

#### 「くらし」と「いのち」のケアが一体的に提供される環境づくり

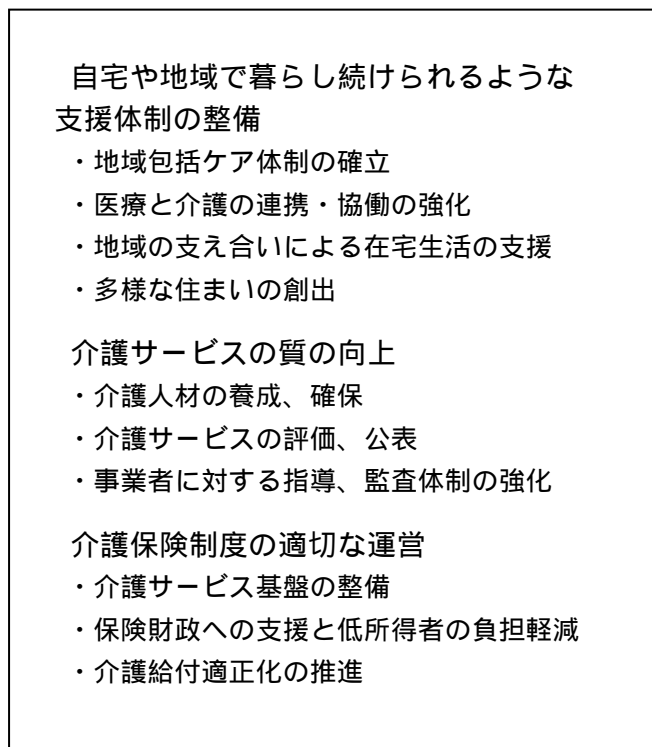
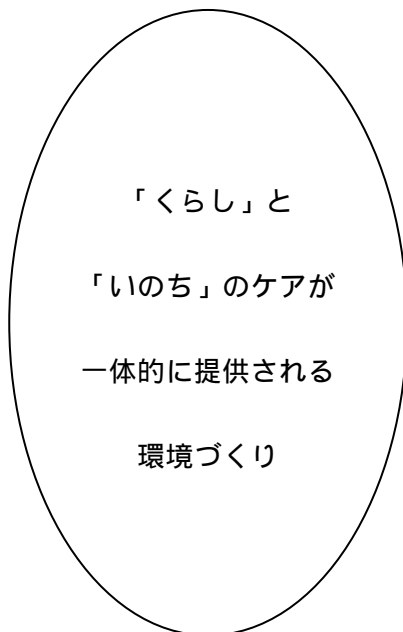
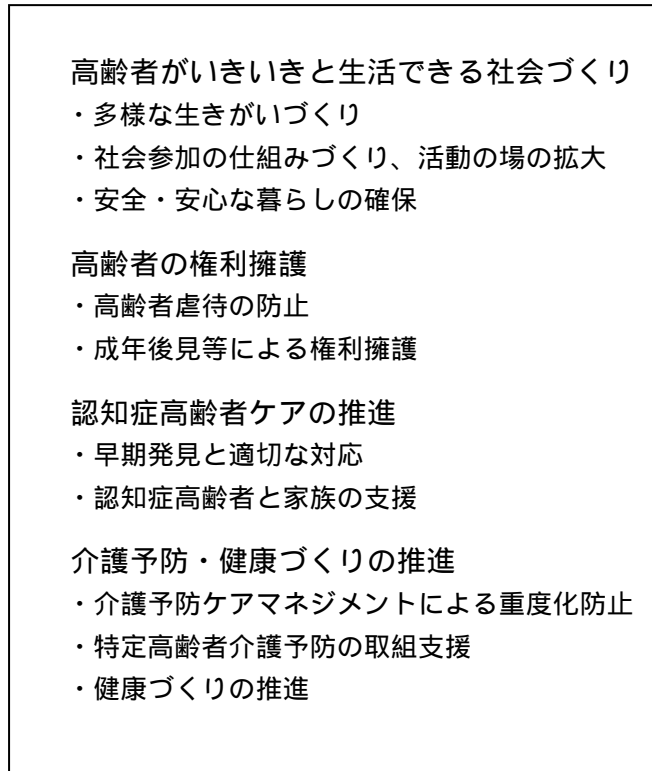
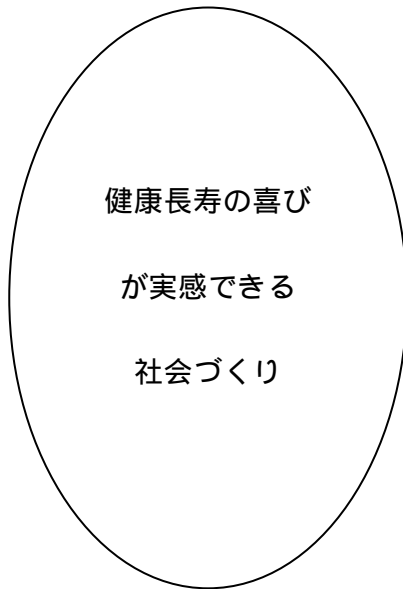
高齢期の身体特性に配慮した医療や介護の一体的なケアが、高齢者一人ひとりの希望する場所で提供される環境をつくる。

#### 4 施策の体系

基本目標を達成するため、次の項目に沿って各種の施策を推進

(基本目標)

(施策の展開)



## 5 サービス量の見込みと達成目標

### 介護サービス種別ごとの利用量見込み

市町村計画の見込数値を集計した、計画期間中の介護保険サービス利用量

### 施設・居住系サービスの整備目標（必要利用定員総数）

市町村の利用者数見込みと施設整備計画を基に定める、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設などの定員数

《 主な施設 》

（単位：定員数）

区 分	現 状 (20年度末) A	平成23年度 目 標 B	計画期間中の 整備数 (B - A)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	9,037	9,807	770
介護老人保健施設 (うち介護療養病床からの転換分)	7,251 (27)	7,886 (309)	635 (282)
介護療養型医療施設 (療養病床等)	1,814	1,453	361
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(小規模特養)	77	417	340
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1,877	2,567	690

注1：この他、介護型の有料老人ホームなどで1,046床増加する予定。

注2：介護療養型医療施設は平成23年度末をもって介護保険の適用が終了する予定であるが、目標数には現時点での転換先未定分を含む。

県内では、介護老人保健施設または医療療養病床への転換が多くなる見込み。

注3：医療療養病床からの転換による増加分は、国の指針により定員数を定めない。

平成20年3月末時点の在宅の特別養護老人ホーム入所希望者のうち、要介護4・5の人が約1,800人(入所希望者全体では約4,400人)いるのに対して、施設・居住系サービスの定員数は約3,100人分増加の目標となっている。

## 介護保険給付費等の見込み

計画期間中の保険給付費の見込額と費用負担の内訳

区 分	計画期間（平成21～23年度） 合 計
介護給付費、予防給付費、高額介護サービス費、 特定入所者介護サービス費等の合計	4,565 億円

（介護保険給付総額に対する費用負担の内訳）

区 分		負担額
保険料	第1号被保険者（65歳以上）	835 億円
	第2号被保険者（40歳～64歳の医療保険加入者）	1,394 億円
公費	国庫負担金	1,095 億円
	県負担金	670 億円
	市町村負担金	571 億円

老人福祉サービスの目標（介護保険サービス以外）

市町村老人福祉計画を基に定める、養護老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センターなどの目標値

その他の数値目標（「施策の展開」に記載した数値目標の再掲）

シニア大学卒業生、認知症相談医の養成数や健康づくりの目標値など

### 《 主な数値目標 》

区 分	現 状 (19年度末)	平成23年度目標
認知症相談医	263人	1,100人
訪問介護員（ホームヘルパー）	5,996人	6,810人
訪問看護ステーションの看護職員	669人	752人
居宅介護支援事業所の 介護支援専門員（ケアマネジャー）	1,995人	2,126人
地域包括支援センター数	113か所	124か所

## 6 老人福祉圏域

現計画と同じ10の老人福祉圏域（二次保健医療圏と一致）を設定し、圏域ごとの数値目標等を記載

## 【計画のポイント】

- 1 元気高齢者から要介護認定者まで、対象範囲の広い計画であるため、施策の方向性を示す基本目標を2つ設定
- 2 認知症高齢者の増加予測を踏まえ「認知症高齢者ケアの推進」を施策の柱に格上げするとともに、「高齢者の権利擁護」を2番目の施策に繰り上げ、重要課題に対応
- 3 施策の効果やめざす姿を具体的にイメージできるよう、「施策の展開」において数値目標を新たに設定（認知症相談医養成数など25の指標）
- 4 施設整備に当たっては、国の参酌標準を基本としつつも、市町村が地域のニーズに基づいて十分な検討のうえ算出するサービス必要量等を尊重する方針を明記
- 5 介護ニーズの変化への対応

・できる限り在宅で暮らし続けられるよう生活機能の維持・向上を図る訪問リハビリテーションの充実（H18から、回復期は医療保険、維持期は介護保険との役割分担のもと）

旧計画のH20利用見込み  
29,000回/年



新計画のH23利用見込み  
135,000回/年

・医療と介護、リハビリの提供により早期の在宅復帰を支援する介護老人保健施設の整備促進（療養病床再編の受け皿）

旧計画の定員増加目標  
149人



新計画の定員増加目標  
635人

- 6 高齢化の進行に伴う介護費用の増加に対して、県民に理解を深めてもらえるよう計画期間中の介護保険給付費等の見込額を新たに記載

## 【策定の経過】

- 1 高齢者のニーズ等の把握
  - ・高齢者等実態調査(平成19年12月、要介護認定者や元気高齢者66,895人回答)
  - ・療養病床転換意向等調査(平成20年6月、療養病床を有する医療機関すべて回答)
- 2 計画策定懇話会の設置  
高齢者保健・医療・福祉関係者、被保険者・介護サービス利用者、保険者代表13名の委員による懇話会を設置し、計画の内容について検討
- 3 市町村との連携・調整  
計画策定作業や保険料算定方法等の助言、施設整備量等の調整
- 4 パブリックコメントの実施  
平成21年2月2日から3月3日まで、計画案に対する県民意見を公募